

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等

(現状等)

アルコール依存症の診療が可能な医療機関としては、一部に専門医療機関はあるものの、全国的に見れば不足している状況にある。相談・治療に当たる医療機関を整備し、関係機関との連携を行うためにも、まずは、アルコール依存症の治療が可能な人材を育成し、専門医療機関に求められる機能を明確化したうえで、地域における依存症治療の拠点となる専門医療機関を整備していくとともに、必要な医療を受けられるための連携体制を整備することが重要である。

こうした、アルコール依存症の診療を行っている医療機関が少ないという状況の一因に、アルコール依存症に対する医療関係者の理解が十分ではないということが考えられる。そのため、医療を提供する側に向けてアルコール依存症についての十分な知識を伝える取組が必要である。

さらに、医療の質の向上のため、アルコール健康障害の医療に関する研究も必要である。

(目標)

アルコール依存症者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関の機能を明確化し、地域において必要な専門医療機関の整備、医療連携が推進できる基盤の構築を目標として、以下の施策を実施する。

(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上

○早期発見、早期介入のための専門的な医療従事者向け研修プログラムを開発し、人材育成に努める。

○アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を、内科、救急等の一般医療、専門医療の医療従事者に対して行うなど、医療関係者の技術・質の向上に取り組む。

○アルコール健康障害の医療に関する研究を推進するとともに、治療やリハビリに関わる医療従事者の診療に携わる医師の人材育成を図る。

多職種での取組が必要なので、医師だけ、とまらない表現にすべき。(松下委員)

○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への診療能力を持った医師の育成を図る。

○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関を整備する。

1 ○アルコール健康障害の医療に関する研究、治療及び人材育成の全国的な中心とな
2 る拠点医療機関を定める。
3

4 (2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）

5 ○依存症治療拠点機関設置運営事業における依存症治療拠点機関を中心に、一般医
6 療との連携モデル創設に取り組む。

拠点機関以外も含めていけないか。（猪野委員）

7
8 ○連携モデルを踏まえ、依存症の専門医療機関の実態把握及び求められる機能につ
9 いての調査研究を行い、集積した知見を基に、専門医療機関を充実させる。

10
11 ○地域において、アルコール健康障害を有している者が受診していることが多いと
12 考えられる一般医療機関と専門医療機関との連携を促進する。

13
14 ○専門医療機関を中心として、一般医療機関や民間団体等の関係機関との連携を強
15 化する。
16

1 5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

2 (現状等)

3 飲酒運転を繰り返す者には、その背景にアルコール依存症の問題がある可能性が、
4 又、アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることが指摘されている。また、飲
5 酒の結果、理性の働きが抑えられること等による暴力との関係、身体運動機能や認知機
6 能が低下することによる様々な事故との関連も指摘されている。

7 このため、アルコール健康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等を
8 した者に対し、必要に応じて、適切な支援をしていくことが求められている。

9 (目標)

10 飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心と
11 した、地域の関係機関の連携により、適切な支援に繋ぐ体制を、5年以内に構築するこ
12 と、を目標として以下の施策を実施する。

13 (1) 飲酒運転をした者に対する指導等

14 ○~~飲酒運転をした者違反者~~に対する飲酒取消講習において、地域の相談・治療機
15 関リストの提供や、回復者の活用等により、依存症のおそれのある者が、相談や
16 治療を受けにいっきっかけとなるよう更なる取組を行う。

17
18 ○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実
19 情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機
20 関が連携し、当該飲酒運転をした者又はその家族を、アルコール問題の相談、自
21 助グループ等の行う支援又は専門医療機関等における治療につなぐための取組を
22 推進する。

23 ~~関係機関の連携に際しては、飲酒運転者の個人情報の取扱いに十分留意する。~~

24

「条例等に基づき」「情報を共有した上で」が抜けてしまうと、情報は出さない方がいい
という方向に誘導することにならないか。(今成委員)

25 ○飲酒運転事犯者等に対しては、刑務所や保護観察所における指導等教育を行う
26 際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専
27 門治療につなげる取組を推進する。

28

29 ○飲酒運転事犯者に対するアルコール依存回復プログラム等の効果検証を行う。

30

31 ○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行う。

32

33 ○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等

○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情又は必要に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした者又はその家族を、アルコール問題の相談、自助グループ等の行う支援又は専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。

~~関係機関の連携に際しては、当該問題を起こした者の個人情報の取扱いに十分留意する。~~

○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、自殺総合対策大綱（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点も踏まえつつ、アルコール問題に関する関係機関等とも連携し、啓発、相談窓口の整備、人材養成、自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の自殺対策を推進する。

○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集し、周知する。

1 6. 相談支援等

2 (現状等)

3 アルコール問題に関する相談業務は、精神保健福祉センターや保健所等で行われてい
4 るが、地域においてどこに相談に行けば良いか分からなかった、あるいは相談窓口によ
5 っては治療や回復支援を行う医療機関、自助グループ、回復施設等の情報を把握してい
6 なかった等により、必要な支援に繋がらなかったケースも指摘されている。

7 このため、地域において、相談から治療、回復に至るまで、切れ目なく支援を受けら
8 れる体制を構築することが求められている。

9 (目標)

10 相談、治療、回復支援に関係する機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、地
11 域において、アルコール健康障害を有している者とその家族が適切な支援を受けられる
12 体制を、5年以内に構築すること、を目標として以下の施策を実施する。

13 地域における相談支援体制

14 ○都道府県等において、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、アルコール
15 問題の相談支援を行うに当たっては、地域の実情に応じ、精神保健福祉センターや
16 保健所等を中心として、アルコール健康障害を有している者及びその家族が分かり
17 やすく気軽に相談できる相談窓口を明確化し、広く周知を行う。その上で、地域に
18 おける医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、分担を明確化
19 し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで適切な相談、治療、回復支援
20 にまでつなげる ~~地域の実情に応じた~~連携体制を構築する。

相談拠点の機能を明確にするべき。(大槻委員)

21 ○精神保健福祉センターにおいて、保健所及び関係機関に対し、従事者の研修、実地
22 指導を行うことにより、相談支援を行う者の人材育成を図る。

24

1 7. 社会復帰の支援

2 (現状等)

3 アルコール依存症者の就労・復職に際しては、通院や自助グループへの参加等におい
4 て、職場における周囲の理解と支援が必要とされるが、職場も含む社会全体において、
5 アルコール依存症に関する理解が不足しているため、各種の支援制度の利用につながり
6 にくいことが考えられる。

7 (目標)

8 アルコール依存症が回復する病気であること等のアルコール依存症者に対する理解を
9 進め、就労や復職における必要な支援を行うこととともに、地域における自助グループ
10 や回復施設と情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標
11 として以下の施策を実施する。

12 (1) 就労及び復職の支援

13 ○アルコール依存症者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、社会全体でアル
14 コール依存症が回復する病気であることを、社会全体に啓発し、アルコール依
15 存症に対する理解を促す。

16
17 ○アルコール依存症者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよ
18 う他の疾患同様に職場における理解、支援を促す。

19

20 (2) アルコール依存症からの回復支援

21 ○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復
22 支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助
23 グループ及び回復施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当た
24 っては、女性や高齢者の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。

25

1 8. 民間団体の活動に対する支援

2 (現状等)

3 アルコール依存症の回復においては、自助グループが重要な役割を果たしている。一
4 方で、自助グループと、行政機関や専門医療機関との連携や交流が近年減少していると
5 の指摘がある。また、啓発や相談等の分野で、自発的に活動を行っている各種の民間団
6 体もあり、こうした自助グループや民間団体と連携し、その機能を活用するとともに、
7 必要な支援を行っていくことも求められる。

8 (目標)

9 国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携を推進することを目標
10 として、以下の施策を実施する。

11 ○精神保健福祉センター・保健所・市町村において、自助グループの活動に対する必
12 要な支援を推進する。~~図る。~~

「支援を促進する・提供する」といった記載にすべき。(大槻委員)

13
14 ○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、自助グループを、地域の社会資源
15 として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果た
16 す機会を提供していく。

17
18 ○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介する等により、回復支
19 援における自助グループの役割等を啓発する。

20
21 ○アルコール関連問題に関する啓発等を進めるに当たって、より効果的な取組を推進
22 するため、民間団体との連携を進める。

23

V 推進体制

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

1. 関連施策との有機的な連携について

○アルコール関連問題に関する施策との有機的な連携について。

2. 都道府県における都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

○都道府県アルコール健康障害対策推進計画の策定について。

○策定に際して、地域の有識者や当事者等の意見の反映について

○関連する部局、関係機関の連絡調整を密に行う。

3. 第1期基本計画の見直しについて

○目標の達成状況について、適時に調査、結果公表する。

○そのうえで、調査結果の表等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。

4. 厚生労働省への円滑な事務移管について

○円滑に事務移管を進めるため、内閣府及び厚生労働省において連携を図りながら所用の準備を進めることについて。